

地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられており、増収分の地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度横瀬町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源分） 105,440 千円

（歳出）

・地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 711,447 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和6年度 決算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源分)	その他
社会福祉	老人福祉費	340	0	0	0	118	222
	障害者福祉費	219,467	136,503	0	0	28,899	54,065
	児童福祉総務費	32,683	6,245	0	0	9,209	17,229
	児童措置費	107,945	94,171	0	0	4,798	8,976
	保育所費	173,224	125,647	0	1,343	16,105	30,129
	小 計	533,659	362,566	0	1,343	59,129	110,621
医療保険 介護保険	社会福祉総務費	177,788	44,836	0		46,311	86,641
	小 計	177,788	44,836	0	0	46,311	86,641
合 計		711,447	407,402	0	1,343	105,440	197,262

※単位未満は四捨五入しているため、合計の数値と内訳が一致しない場合があります。

※歳出（決算額）には、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費（事務費・人件費等を除く）を計上しています。

※事業名は横瀬町の区分「目」により分類しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。